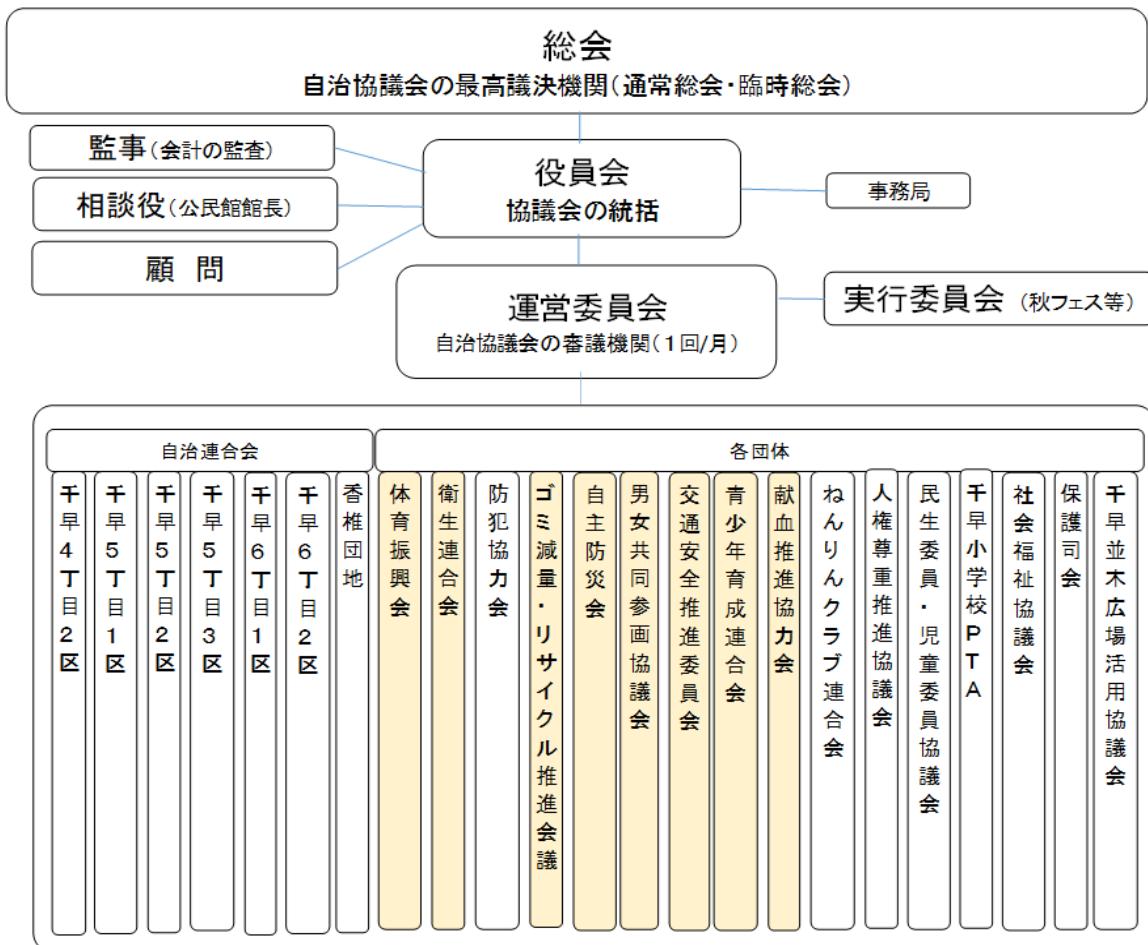


別表 1 「千早校区自治協議会組織と各団体に関する内規」

第 1条 この内規は、「千早校区自治協議会」規約第1章第3条別表1に基づき、組織及び各団体を定めるものとする。

令和7年5月7日現在

## 千早校区自治協議会組織図



## 附 則

この内規は、平成27年3月19日「千早校区自治協議会設立総会」において決議され平成27年4月1日から実施する。

## 附 則

この内規は、令和4年5月19日「千早校区自治協議会役員会」において代表者名の表記については省略することが決議され実施する。

## 附 則

この内規は、令和4年6月10日「千早校区自治協議会役員会」において組織図の変更が決議され実施

## 附 則

この内規は、令和7年5月7日「十早校区自治協議会役員会」において組織図の変更が決議され実施